

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表(付則第7項関係)

| 現行                                |                      |   |          |    | 改正案                               |                      |  |          |    |
|-----------------------------------|----------------------|---|----------|----|-----------------------------------|----------------------|--|----------|----|
| 第1条 省略<br>(設置)                    |                      |   |          |    | 第1条 省略<br>(設置)                    |                      |  |          |    |
| 第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。 |                      |   |          |    | 第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。 |                      |  |          |    |
| 附属機関<br>の属する<br>執行機関              | 附属機関<br>の名称          | 担当事務  | 委員定<br>数 | 任期 | 附属機関<br>の属する<br>執行機関              | 附属機関<br>の名称          | 担当事務   | 委員定<br>数 | 任期 |
| 市長                                | 省略                   |   |          |    | 市長                                | 省略                   |  |          |    |
|                                   | 三田市個人<br>情報保<br>護審査会 | (1) <u>三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)第43条の規定による諮問に関する事項についての調査審議</u><br>(2) <u>特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。</u><br>(3) <u>個人情報保護制度の運用及び個人情報保護に関する重要な事項について意見を述べること。</u> | 5人以内     | 2年 |                                   | 三田市個人<br>情報保<br>護審査会 | (1) <u>三田市個人情報保護法施行条例(令和5年三田市条例第 号)第6条の規定による諮問に関する事項についての調査審議</u><br>(2) <u>特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。</u> | 5人以内     | 2年 |
|                                   | 省略                   |   |          |    |                                   | 省略                   |  |          |    |
| 省略<br>以下省略                        |                      |   |          |    | 省略<br>以下省略                        |                      |  |          |    |

三田市まちづくり基本条例新旧対照表(付則第8項関係)

| 現行  | 改正案  |
|---|--|
| 第1条～第10条 省略<br>(個人情報の保護)  | 第1条～第10条 省略<br>(個人情報の保護)   |
| 第11条 市議会及び市長等は、 <u>三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)</u> で定めるところにより、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければなりません。 | 第11条 市議会は、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければなりません。<br><br>2 <u>市長等は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び三田市個人情報保護法施行条例(令和5年三田市条例第 号)</u> で定めるところにより、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければなりません。 |

|              |              |
|--------------|--------------|
| 2 省略<br>以下省略 | 3 省略<br>以下省略 |
|--------------|--------------|

三田市市政への市民参加条例新旧対照表(付則第9項関係)

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>第1条～第21条 省略<br/>(市政参加市民名簿)</p> <p>第22条 市長は、第8条に規定する市民意見を聴く手続に参加することを依頼することができる市民の氏名、住所その他の別に定める事項が登載された名簿を調製することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 名簿に登載される期間は、2年以内とし、その期間を経過した後は、市長は、<u>三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)第10条第3項本文の規定に基づき</u>、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> | <p>第1条～第21条 省略<br/>(市政参加市民名簿)</p> <p>第22条 市長は、第8条に規定する市民意見を聴く手続に参加することを依頼することができる市民の氏名、住所その他の別に定める事項が登載された名簿を調製することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 名簿に登載される期間は、2年以内とし、その期間を経過した後は、市長は、当該個人情報を<u>确实かつ速やかに</u>廃棄し、又は消去しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> |